#### 【I-6 質の高い在宅医療・訪問看護の確保-②】

# ②① 在宅医療における医科歯科連携の推進

## 第1 基本的な考え方

在宅医療における医科歯科連携を推進する観点から、歯科医療機関連 携加算1について、医療機関が歯科訪問診療の必要性を認めて歯科医療 機関へ情報提供を行った場合に係る要件を見直す。

## 第2 具体的な内容

診療情報提供料 (I) における歯科医療機関連携加算 1 について、情報提供を行う医師の所属及び患者の状態に係る要件を廃止し、医師が歯科訪問診療の必要性を認めた患者」を対象とする。

#### 改 定 案

【歯科医療機関連携加算 1 (診療情報 提供料(I))】

[算定要件]

(25) 「注14」に規定する歯科医療機 関連携加算1は、保険医療機関(歯 科診療を行う保険医療機関を除 く。)が、歯科を標榜する保険医療 機関に対して、当該歯科を標榜する 保険医療機関において口腔内の管 理が必要であると判断した患者に 関する情報提供を、以下のア又はイ により行った場合に算定する。な お、診療録に情報提供を行った歯科 医療機関名を記載すること。

ア (略)

イ <u>医科の保険医療機関又は医科</u> <u>歯科併設の保険医療機関の</u>医師 が、歯科訪問診療の必要性を<u>認め</u> た患者について、在宅歯科医療を 行う、歯科を標榜する保険医療機 関に対して情報提供を行った場 合 現 行

【歯科医療機関連携加算 1 (診療情報 提供料(I))】

[算定要件]

(略)

ア

- (25) 「注14」に規定する歯科医療機 関連携加算1は、保険医療機関(歯 科診療を行う保険医療機関を除 く。)が、歯科を標榜する保険医療 機関に対して、当該歯科を標榜する 保険医療機関において口腔内の管 理が必要であると判断した患者に 関する情報提供を、以下のア又はイ により行った場合に算定する。な お、診療録に情報提供を行った歯科 医療機関名を記載すること。
  - イ 在宅療養支援診療所又は在宅 療養支援病院に属する医師が、訪問診療を行った栄養障害を有す る患者又は摂食機能障害を有す る患者について、歯科訪問診療の 必要性を認め、在宅歯科医療を行 う、歯科を標榜する保険医療機関 に対して情報提供を行った場合